

**太田市立小・中・義務教育学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画**

令和8年4月

太田市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	2
2. 目標	3
3. 計画の期間	4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	7

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

教育職員の業務の適切な管理と健康及び福祉の確保を図ることにより、教育の質の向上のために必要な時間的ゆとりを創出することを目的とする。また、「学校における働き方改革」は、太田市が目指す教育を実現するために不可欠な取組である。

(2) 太田市の現状

- 太田市では、令和2年3月に、教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「太田市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定め、在校等時間の管理及びその縮減に取り組んできた。
- こうした取組の結果、太田市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を 下回る割合	月45時間を 上回る割合	(内 月80時間を 上回る割合)
小学校	月28:05	82.6%	17.4%	(内 1.6%)
中学校	月43:26	56.3%	43.7%	(内 10.4%)
全体	月34:29	71.9%	28.1%	(内 5.4%)

- 時間外在校等時間が45時間を超える割合が、小学校17.4%、中学校43.7%、全体28.1%の状況である。事務業務や生徒指導の対応などの業務の負担感が増加しており、学校業務の適正化を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的ゆとりを創出することが必要である。
- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

業務量管理・健康確保措置の実施により、達成を目指す令和8年度の目標は以下のとおりとする。

(1) 時間外在校等時間に関する目標 【カッコ内は令和6年度の数値】

<小学校>

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を83%以上にする【82.6%】
- ・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を27時間以下にする【28時間05分】

<中学校>

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を57%以上にする【56.3%】
- ・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を43時間以下にする【43時間26分】

<全体>

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を73%以上にする【71.9%】
- ・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を34時間以下にする【34時間29分】

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする【R5 14.7日】
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を11%まで減少させる【11.4%】
- ・ストレスチェックにおける総合リスクの値を85以下とする【86】
- ・ストレスチェックにおける質問項目「働きがいのある仕事だ」に対する回答「悪い」「やや悪い」の割合を9%以下にする【9.8%】

3. 計画の期間

太田市における学校の働き方改革を着実に進展させるため、1年ごとに計画を更新していくものとする。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

太田市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ **学校以外が担うべき業務**

◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・通学路の安全確保については、保護者や地域、関係団体と連携を図りながら、見守り活動を推進していく。

◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・原則、校外の見回りについては関係機関に、補導された時は保護者に対応を委ねる。

◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・学校が弁護士等の専門家と連携できるよう、引き続き環境の整備を推進していく。

ロ **教師以外が積極的に参画すべき業務**

◆調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・校務支援システムの機能等を活用することで、学校に発出される調査等に係る事務負担を軽減する。また、調査の精選や報告内容の簡略化を推進する。
- ・学校事務体制の強化のため、引き続き共同学校事務室での業務を推進する。

◆**校内清掃（「3分類」⑫関係）**

- ・校内清掃の実施回数を減らし、負担軽減を促進する。

◆**部活動（「3分類」⑬関係）**

- ・部活動の地域展開・地域連携を推進するとともに、学校部活動に部活動指導員、部活動指導協力者の引き続きの配置拡充等を進める。

ハ **教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務**

◆**授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）**

- ・学習支援ソフトや自動採点技術等のデジタル技術を活用し、事務負担を軽減する。
- ・年間総授業時数を見据えた上で、成績処理や通知表作成、学期末事務作業のための授業軽減日の設定を推進する。

◆**支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）**

- ・不登校児童生徒への対応にあたり、教育支援センターの機能強化や校内教育支援センター支援員等による効果的な支援を促進する。
- ・特別な支援が必要な児童生徒の対応にあたり、介助員・おおたん教育支援員による効果的な支援を促進する。
- ・外国人児童生徒への対応にあたり、初期指導教室の機能強化やバイリンガル教員・日本語指導員による効果的な支援を促進する。
- ・学校における医療的ケアを必要とする児童生徒に対して、医療的ケア看護職員の学校への配置を適切に行う。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加をこれまで以上に推進し、専門的な知見を活用した支援体制を構築する。

(2) 上記3分類以外の措置の推進

学校・教育委員会における以下の措置を推進することで、教育職員の業務負担軽減と校務の効率化を図る。

- ・学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数について、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。標準授業時数を大幅（小4以上は年間で1086単位時間以上）に上回らないようにする。
- ・学校で行われる学校行事を、それぞれの教育的価値を踏まえ、精選又は統合する。
- ・朝活動の内容や校内清掃の時間や頻度等を見直し、日課表を工夫する。
- ・勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を令和9年度までに全校で設定する。
- ・太田市教育委員会の諸事業の統廃合を推進する。
- ・外部機関による作品募集の取りまとめや審査協力については、当該機関に対して、学校経由の周知を求めないことや個人応募、募集機関による審査を依頼していく。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導の実施を積極的に推進する。
- ・ストレスチェック実施後の集団分析結果等を活用して職場改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口の周知徹底を行う。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・長期休業中の学校閉校期間の設定を拡大していく。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

計画の実効性を確保するため、以下のフォローアップと関連する取組を実施する。

- ・取組の着実な実行を図るため、教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、太田市ホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において計画の実施状況を報告する。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、群馬県で導入している在校等時間記録ファイルで把握し、その他の目標については、太田市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、校長会、副校長・教頭会等において必要な研修を充実させる。また、太田市教頭会の研究班「業務改善・働き方改革班」と連携し、本計画の目標達成に努める。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導を実施する。
- ・総合教育会議における意見交換を通じて、太田市の関係部局等との密接な連携を推進し、教育職員の業務分担の見直しや適正化を図るよう取り組む。
- ・教育委員会及び各学校は、学校における働き方改革や、本計画の趣旨等について、保護者や地域住民等に対して広く周知し、理解を得るよう努める。